

三菱電機三相モータ セールスとサービス

No. 413

ストックホルム条約(POPs条約)の規制物質追加に対する対応

平素は三菱電機三相モータをご愛顧頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）の第11回条約国会議(COP11)において、規制物質として3物質の追加が決定しました。

つきましては、三相モータの対応について下記の通りお知らせいたします。

記

1. 概要

2025年2月26日以降に輸出する三相モータがPOPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）の規制対象となります。

POPs条約に適合しない旧型の製品は、2025年2月26日以降より欧州への輸出ができなくなります。欧州輸出へ該当する場合は、規制に対応した機種への切り替えを進めて頂きますよう、お願い申し上げます。

〈追加規制物質〉

追加規制物質は以下の通りです。いずれも POPs 条約の付属書 A(廃絶)に分類されます。

なお、()内は主な用途を示します。

- (1) デクロランプラス(塩素系難燃剤)
- (2) メトキシクロル(殺虫剤)
- (3) UV-328(紫外線吸収剤)

2. 対象機種

製品本体にCEマーキングを表示している機種と、規制物質の含有状況を表1に示します。

表1 対象機種※と規制物質の含有状況

シリーズ名	形名	規制物質 含有状況	変更対象	
			耐熱クラス	わく番号
スーパーラインプレミアムシリーズ	SF-PR-RU 形	あり	130(B)	80M~132M
ベクトル制御専用モータ	SF-V5RU 形	なし	—	—

※表1記載のシリーズ・形名以外の特定顧客向け機種も含みます。

3. 対応について

2024年12月生産分より、適合品に完全移行いたします。

2025年2月26日以降に欧州への輸出を予定している場合は、2024年12月以降生産分のモータにて対応をお願いいたします。

また、本対応に伴う製品の機能・性能の変更はございません。

発行 日付	2024年10月	件 名	ストックホルム条約(POPs条約)の規制 物質追加に対する対応	三菱電機株式会社名古屋製作所 〒461-8670 名古屋市東区矢田南5-1-14 TEL (052) 721-2111大代表
----------	----------	--------	------------------------------------	--